**○環境省告示第八号**

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年二月五日　　環境大臣　望月　義夫

表中「（ＲＳ）－エチル＝２－クロロ－３－［２－クロロ－５－（４－ジフルオロメチル－４，５－ジヒドロ－３－メチル－５－オキソ－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イル）－４－フルオロフェニル］プロピオナート（別名カルフェントラゾンエチル）」を「エチル＝（ＲＳ）－２－クロロ－３－［２－クロロ－５－（４－ジフルオロメチル－４，５－ジヒドロ－３－メチル－５－オキソ－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イル）－４－フルオロフェニル］プロピオナート（別名カルフェントラゾンエチル）」に改める。

表Ｓ－エチル＝ペルヒドロアゼピン－１－カルボチオアート（別名モリネート）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| （２ＲＳ，４ＲＳ：２ＲＳ，４ＳＲ）－１－［２－（２，４－ジクロロフェニル）－４－プロピル－１，３－ジオキソラン－２－イルメチル］－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール（別名プロピコナゾール） | 0.050mg／l |

**○中部地方整備局告示第十七号**

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付をもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十七年二月五日　　中部地方整備局長　八鍬　　隆

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：接触ろ床方式

| | |
|---|---|
| 製造者の住所・氏名 | 愛知県名古屋市千種区今池四丁目１番４号　フジクリーン工業㈱<br>代表取締役社長　渡辺　嘉一 |
| 工場の所在地及び名称 | 北海道札幌市西区発寒十五条十三丁目４番60号　札幌ボデー工業㈱<br>北海道赤平市字赤平651番地２　札幌ボデー工業㈱　赤平工場<br>栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－２　フジクリーン工業㈱　那須工場<br>栃木県下野市中大領308－２　㈱前田工業<br>愛知県みよし市福谷町根浦27－340　フジクリーン工業㈱　三好工場<br>岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525－１　フジカ化成㈱<br>愛媛県松山市住吉一丁目７番15号　関西運送㈱<br>福岡県飯塚市網分1471－７　フジクリーン工業㈱　飯塚工場 |

| 認定番号 | 浄化槽の名称 |
|---|---|
| ５－15－Ｈ－001 | フジクリーン　ＣＡ－５型 |
| 〃　－１ | 〃　ＣＡ－７型 |
| 〃　－２ | 〃　ＣＡ－10型 |

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：接触ろ床方式

| | |
|---|---|
| 製造者の住所・氏名 | 愛知県名古屋市千種区今池四丁目１番４号　フジクリーン工業㈱<br>代表取締役社長　渡辺　嘉一 |
| 工場の所在地及び名称 | 北海道札幌市西区発寒十五条十三丁目４番60号　札幌ボデー工業㈱<br>北海道赤平市字赤平651番地２　札幌ボデー工業㈱　赤平工場<br>栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－２　フジクリーン工業㈱　那須工場<br>栃木県下野市中大領308－２　㈱前田工業<br>愛知県みよし市福谷町根浦27－340　フジクリーン工業㈱　三好工場<br>岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525－１　フジカ化成㈱<br>愛媛県松山市住吉一丁目７番15号　関西運送㈱<br>福岡県飯塚市網分1471－７　フジクリーン工業㈱　飯塚工場 |

| 認定番号 | 浄化槽の名称 |
|---|---|
| ５－15－Ｈ－002 | フジクリーン　CENeco－５型 |
| 〃　－１ | 〃　CENeco－７型 |
| 〃　－２ | 〃　CENeco－10型 |

**○中部地方整備局告示第十八号**

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付をもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十七年二月五日　　中部地方整備局長　八鍬　　隆

認定更新番号表

| 製造業者名<br>代表者名<br>浄化槽名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|---|---|---|
| 東洋プラント㈱<br>代表取締役　松平　　仁<br>東洋プラント小型合併処理浄化槽<br>ＴＰ－14型 | ５－09Ｋ－Ｈ－008 | ５－15Ｋ－Ｈ－001 |

**○中国地方整備局告示第十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月五日　　中国地方整備局長　尾藤　　勇